

西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本計画策定業務
事業者選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が実施する西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本計画策定業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者をプロポーザル方式で選定するために必要な西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本計画策定業務事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものである。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について必要な審議を行う。

- (1) 実施要領の作成
- (2) 参加申込者に対する資格審査
- (3) 企画提案書の審査
- (4) その他必要なこと

(委員会の組織)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる委員長、委員をもって組織する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員に選任することができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その者から意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(設置期間)

第5条 審査委員会の設置期間は、事業者を選定し、契約の締結をもって終了とする。

(アドバイザー)

第6条 所掌事務(第2条)について、専門的立場からの助言を必要に応じて庁外の有識者(アドバイザー)に求めることができる。

(会議)

第7条 審査委員会は委員長が招集し、必要の都度、開催する。

- 2 その他、会議について必要な事項は委員長が定める。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、環境施設部施設整備課に置く。

付 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	環境局長
委員	環境事業部長、環境施設部長、施設管理課長、施設操作課長